

くみあいニュース



シリーズ

これでいいのか、任期制（1）

2006. 7. 7 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

7月3日、任期制導入に関する交渉が、法人側から功刀理事（総務・教育担当）、木下理事（財務・事務総括担当）が出席のもと、行われた。



「無事に再任されますように」

教員の6割を超える署名にもかかわらず、部門単位の説明会開催、教授会での審議を拒否！組合は重ねて小単位での教員の質疑の場を要求！

「任期制は、本学教員の身分保障の根幹を揺るがすものである！」

法人は、**工芸科学研究科すべての助手・助教に5年任期（再任1回限り）、同講師に5年任期（再任不可）、そしてこれまで任期制が敷かれていたほとんどの各種センター教員にも新たに再任1回限り**という条件を導入しようとしている。この大規模な任期制導入が、労働条件の変更でないはずがない。

理事「これまでの認識を変えて、今回の任期制案が組合との交渉事項であることを認める」

2月の労使交渉申し入れから4ヶ月以上経ってようやく交渉が実現した。しかし、法人は、本学職員にかかわる重大な労働条件の改定であるとの認識はない！今回、**多数の署名の力**に押されて、不当労働行為のそしりを免れるべく交渉をもったものと思われるが、給与改定のときは開催した一括説明会すら開いていない。いまだに、**現職員には関係のない人事案件である**というスタンスである。組合は、助手も質問がしやすい小単位での説明会を強く要求した。

理事「法人としては、教育研究評議会の了承を得て、極めて正常な手続きをとっている。」「**評議員は各組織から選ばれている。情報の流通経路は確保されている。」**「**どうなっているか聞きたいのはこちらの方である。」**

「説明不足、拙速な導入」という多数の教職員の声にもかかわらず、**使用者として労働者に対する説明責任を十分には果たしていない**だけでなく、法人は、**評議会での了承を得たから問題ない**との発言を繰り返した。教授会における審議は教授会規則の審議事項にあらずとの理由により拒否した。本学教員特例規則第3条2項には「**教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会（中略）等があらかじめ定めた方法による審査を経た上、教育研究評議会の議に基づき学長が行う。**」とある。実際、具体的に審査するのは教授会あるいはその内部組織である。**現場の意向を全く聴かずして任用制度や任用基準が決められたのでは責任ある審査はできない。**とくに、工芸科学研究科は専門の異なる多数の部門の集合体であり、任用や再任の基準は一様ではない。一方では、法人は、評議会が必要と認めれば、**教授会での意見聴取は可能**との見解を示した。

「今回の任期制導入の本音は、活性化などではなく、リストラのため！ すべての助手への任期導入は違法の可能性あり！」

理事 「法人化とともに、すべての助手は各組織への定員配置ではなく、学長裁量枠に入った。これを硬直化させないよう、任期制を導入せよという学長の意向を受けて、検討は始まった。」

確かに、運営費交付金の漸減、人件費5%カットの圧力に対処しなければならない経営の大変さはある。助手を学長裁量枠に入れたことは、雇用調整を図るためのフリーハンドを持ちたいがための法人の方針であろう。しかし、そのために任期制を導入するというのは、助手を捨て駒のようにしか考えない、経営の側からの発想にすぎず、その教員本人、教育・研究組織にどれだけ深刻な影響を及ぼすかについての想像には及んでいない。

助手に任期をつけることに関しては、教員任期法第の制定時、国会で相当議論された。文科省の国会答弁では、「(前略) 教授、助教授らと匹敵するほどの例外的な扱いを行うに必要なほどの位置づけになるような助手、やはりそういうものに限定すべきではなかろうかということで、今回の法律では、『自ら研究目標を定めて』(第4条2項)、それを主たる職務にする助手に限定した。」、あるいは、「4条で書かせていただいておりますのは、そのすべての助手ということではございませんで、(中略) 助手の中の一部ということに限定して書かせていただいている」「女性は家庭とか育児とかいろいろなものをもっているわけですから、その点は十分配慮しなければいけない」などとあるように、通常、出産・育児の時期に重なる女性を含むすべての助手に任期をつけるというのは、**教員任期法の立法の趣旨に反している**。法人は、下記のように、助手への任期制導入の法的根拠を4条1項に求めているが、国会の議論を踏まえる限り、どの項を適用しようが、助手に無制限に任期をつけることはあってはならないと考えられる。

「全国でも稀な、工芸科学研究科≒全教員組織に任期制を導入することの異常さ！」



理事 「助手の任期制導入の法的根拠は、『教員任期法』第4条1項1号『先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき』である。」「工芸科学研究科が同号に該当するかどうかは、研究科長が認定すれば十分である。」

交渉時に配布された評議会で審議中の本学任期規則改定案(別添)をよくみると、異常な点に気づく。現行規則の表には、任期が付される組織として、美術工芸資料館や種々のセンターが羅列され、それぞれに対象となる職に教授・助教授と書かれている。一方、改定案では、表の先頭に「工芸科学研究科」が各センターと並んで記載されている。組織を一つだけ追加しただけに見えるが、この改定は、**限定的任期制から本学全体を包括する任期制への大きな質的転換**であり、**違法性が生じる**。また、ここだけ職種が助手・講師のみであることも他と異なり、なぜ助手からという疑問が生じる。これを認めると、現役員が否定しても、今後、すべての教授・助教授(准教授)への任期制に道を開いたことにもなる。繰り返すが、**教員任期法第4条はあくまで限定的運用のためにかかれた条文**である。第1項も**学内の限定的組織**を前提としている。**全学組織に対する、しかもすべての助手への任期制導入は、2重の法律違反**といえる。

(つづきは、シリーズ第2弾へ)